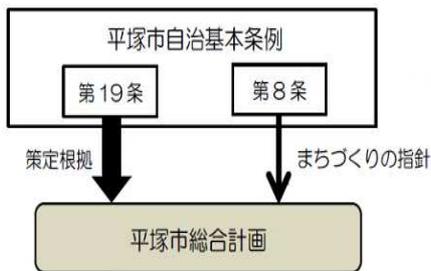


意見交換の対象について

1. 平塚市総合計画の構成

平塚市総合計画は、平塚市自治基本条例第 19 条を策定根拠とする本市の最上位計画であり、同条例第 8 条に定めた「まちづくりの指針」の実現に向けて取り組むものです。

**平塚市自治基本条例**

<まちづくりの指針>

第8条 市は、次に掲げる指針により、市民が幸せに暮らすまちを目指します。

- (1) 世界の人々と相互理解を深め、多様な文化が共生し、人々が平和に共存するまちにします。
- (2) 豊かな人間性と文化をはぐくみ、基本的人権を擁護するまちにします。
- (3) 互いに支え合い、誰もが安心して、安全に暮らすまちにします。
- (4) 自然環境と都市基盤が調和し、自然と人が共生するまちにします。
- (5) 産業を培い、活力とにぎわいのあるまちにします。

<総合計画等>

第19条 市は、この条例の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な市政運営の基本となる計画（以下「総合計画」といいます。）を策定します。

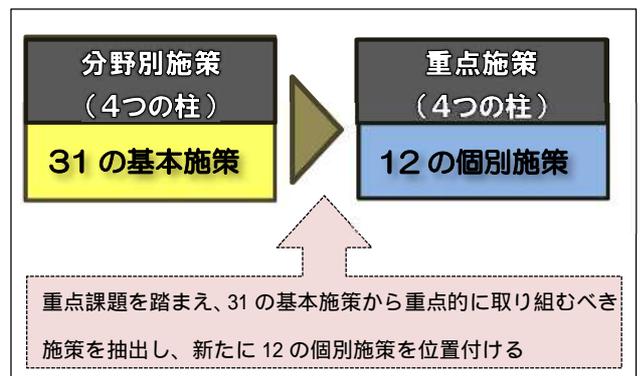
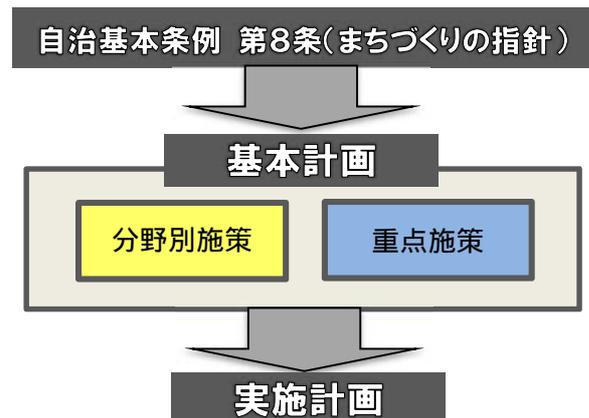
2 市の執行機関は、総合計画の進行管理を行い、その状況をわかりやすく公表します。

3 市の執行機関は、行政分野ごとの計画の策定に当たっては、総合計画との整合を図ります。

この計画は『基本計画』 - 『実施計画』の2層の構成であり、基本計画では、施策ごとの方針を体系的に定め、実施計画では基本計画に示した施策に基づき、具体化していくための事業を定めています。

基本計画は、分野別施策と重点施策で構成されています。分野別施策とは本市の市政運営を総合的に進めるための基本的な方向性となるものであり、重点施策とは分野別施策の中から抽出し、重点的に取り組むものと位置付けています。

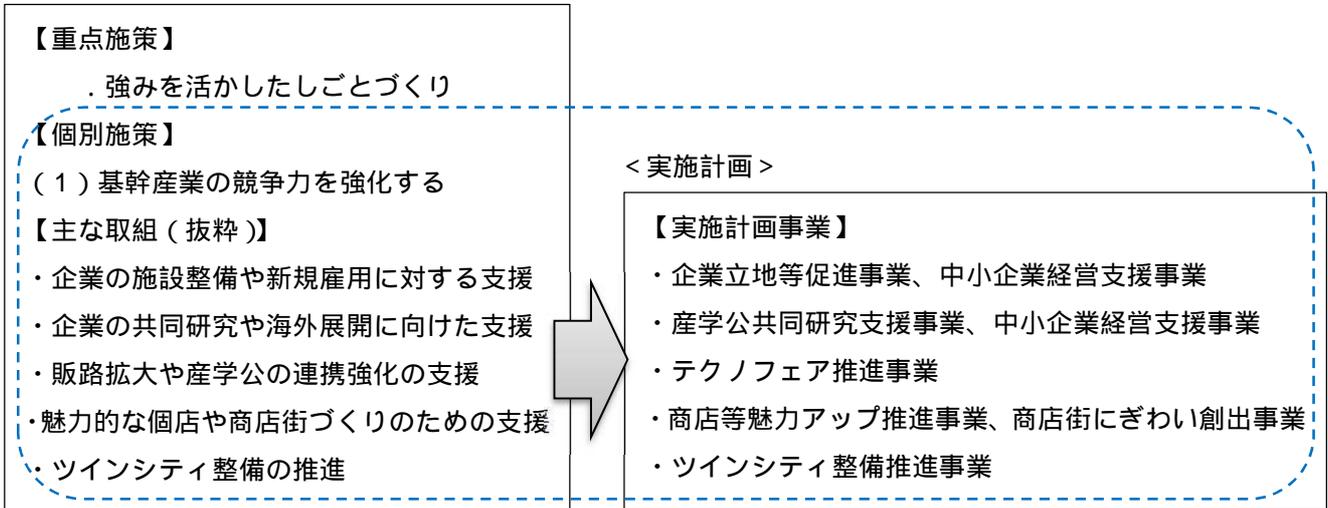
重点施策では、本市が抱える4つの重点課題である「地域経済の活性化」「子育て支援」「超高齢化社会への対応」「安心・安全なまちづくり」に対応する施策として4つの柱（～）を掲げており、柱ごとに3つの個別施策で構成し、それぞれの個別施策に主な取組を位置付けています。



2. 意見交換の対象の位置付け

下図の点線で囲われている部分が意見交換の対象範囲です。

<基本計画>



中小企業経営支援事業は複数の主な取組に該当

<基本計画>

